

長野工業高等専門学校外国人留学生規則

制 定 平成17年4月1日

最終改正 令和7年1月30日

（目的）

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第53条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関する必要な事項を定める。

（定義）

第2条 留学生とは、高等専門学校において教育を受けることを目的として入国し、本校に入学を許可された者をいう。

（入学）

第3条 学則第53条第1項の規定に基づき、選考のうえ相当学年に入学させるものとする。

（教育課程）

第4条 留学生の第3学年までにおける教育課程は、専門科目の履修を容易にするため、日本語その他基礎学力を養うことを考慮し、特別に編成するものとする。

2 第4学年及び第5学年の教育課程は、原則として学則に定める授業科目により編成する。

（授業料等）

第5条 国費外国人留学生制度に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

（留学生指導教員）

第6条 留学生に対する学習及び生活の指導を行うため、留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 指導教員は、当該留学生が所属する、学級の担任又は専攻科の研究指導教員をもって充てる。

（留学生相談員）

第7条 留学生の学習上の援助及び日常生活上の助言等を行うため、入学後2年以内の留学生に対して留学生相談員（以下「チューター」という。）を置く。

2 チューターは、留学生が所属する系の学生から選考し、校長が委嘱する。

3 チューターは，必要に応じて指導教員に連絡し，その指導を受けるものとする。

4 チューターに関し必要な事項は，別に定める

（住居）

第8条 留学生は，学生寮に居住することができる。

（事務処理）

第9条 留学生に関する事務は，学生課において処理する。

附 則

1 この規則は，平成17年4月1日から施行する。

2 長野工業高等専門学校外国人留学生規程（平成9年3月31日施行）は，廃止する。

附 則（令和7年1月30日 一部改正）

この規則は，令和7年4月1日から施行する。